

変更前後対照表

(下線：変更箇所)

今福・杭瀬寺島地区防災街区整備地区計画		
項目	変更後	変更前
防災街区整備地区整備計画 建築物の敷地面積の最低限度	<p>建築物の敷地面積は 70 m²以上でなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当し、その土地の全部を建築物の一の敷地として使用する場合は、この規定を適用しない。</p> <p>(1) この地区計画が決定された際<u>現に建築物の敷地として使用されている土地で 70 m²に満たないもの又は現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば 70 m²に満たないこととなる土地</u>(以下「既存不適格土地」という。)</p> <p>(2) <u>既存不適格土地の全部及びこれに隣接する土地の全部又は一部</u></p>	<p>建築物の敷地面積は 70 m²以上でなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当し、その土地の全部を建築物の一の敷地として使用する場合は、この規定を適用しない。</p> <p>(1) この地区計画が決定された際、<u>現に建築物の敷地として使用されている土地で 70 m²に満たないもの</u></p> <p>(2) この地区計画が決定された際、<u>現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば 70 m²に満たないこととなる土地</u></p>
建築物の構造に関する防火上必要な制限	<p>建築物の構造は、<u>法第 53 条第 3 項第 1 号に規定する耐火建築物等又は準耐火建築物等</u>としなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは、この限りでない。</p> <p>(1) <u>延べ面積が 50 m²以内の平家建ての附属建築物で、外壁及び軒裏が防火構造のもの</u></p> <p>(2) <u>卸売市場の上家、機械製作工場その他これらと同等以上に火災の発生のおそれが少ない用途に供する建築物で、主要構造部が不燃材料で造られたものその他これに類する構造のもの</u></p> <p>(3)・(4) (略)</p>	<p>建築物の構造は、耐火建築物又は準耐火建築物としなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは、この限りでない。</p> <p>(1) <u>延べ面積が 50 m²以内の平家建ての附属建築物で、外壁及び軒裏が防火構造のもの</u></p> <p>(2) <u>卸売市場の上家又は機械製作工場</u><u>で主要構造部が不燃材料で造られたものその他これらに類する構造でこれらと同等以上に火災の発生のおそれの少ない用途に供するもの</u></p> <p>(3)・(4) (略)</p>